

令和8年度 石川児童クラブ募集要項

石川町では、就労等により扈間に保護者等のいない家庭における児童の育成指導を図るため、「遊び」及び「生活」を通して児童の健全育成活動を行う「石川児童クラブ」を開設しております。

つきましては、令和8年度石川児童クラブの利用を希望される方は、児童クラブ利用申請書により申込みをお願いします。

1. 対象児童（利用基準）

保護者等（同居者、親族者）が就労などにより扈間家庭にいない世帯の小学生
※児童クラブを利用する場合、下校時の通学バスの利用はできません。

2. 開設期間・時間 令和8年4月1日から令和9年3月30日

利用区分	開設時間	最大延長時間
月曜日～金曜日	下校時～18:00	18:45
土曜日・春休み期間（4月）	7:45～18:00	18:45
長期休業期間（月～金）	7:30～18:00	18:45

※開設しない日 日曜日、祝日、3月31日

お盆休み（8月12日～16日）、年末年始（12月28日～1月3日）

【令和8年度の変更事項】

- 開設期間を4月1日から翌年の3月30日までに変更します。
- 夏休み期間以降の長期休業期間の開設時間を7時30分からに変更します。

3. 開設場所 文教福祉複合施設モトガッコ内「児童クラブ室」、「各学習室」等 石川小学校内「図書館」「図工室」等

4. 申込手順

（1）申込期間 令和8年1月22日（木）から2月16日（月）まで（土日・祝日除く）
※特段な事情（転入等）がなく、申込期間を過ぎて申込みの場合は、4月
からの利用ができませんので、必ず期間内にお申し込みください。
(特段な事情等により期間内に申込みできない場合は、事前にご相談ください。)

（2）申込先 石川町役場教育課 幼児保育係（受付時間：8:30～17:00/月～金）
又は、モトガッコ内児童クラブ室（受付時間：下校時～18:00/月～金）

（3）申込書類 次の申請書類（①～③）に必要事項を記入のうえ、お申ください。
申請書類は、モトガッコ内児童クラブまたは、役場教育課で受領してください。町ホームページにも掲載しておりますのでダウンロードできます。

- ①児童クラブ利用申請書 ②調査票（申請書裏面）
③就労証明書等（※必要な添付書類は以下のとおり）

※就労している場合は同居者、親族者のそれぞれの証明書が必要です。

利用が2名以上となる場合、2人目以降の添付書類はコピーで構いません。

		必要な添付書類	付 記
就労	会社員・パート等	就労証明書	
	産休中	就労証明書	
	自営業・内職	就労証明書	事業主が記入
	農業	農業従事確認書	農業委員会で発行
	職業訓練	訓練受講決定通知	受講内容、受講スケジュールがわかるもの
妊娠中・出産		出産（予定）児童の母子手帳の写し	
障害		障害者手帳の写し	
疾病・負傷・看護・介護		疾病・看護等確認書 診断書、手帳、介護保険被 保険者証の写し	担当地区民生委員の確認を受ける。

5. 利用要件・利用できる期間

利用事由	利用可能期間
就労のため	雇用の定めがある場合は、その月末まで
妊娠中・出産のため	出産予定日の2か月前から出産2か月後の日が属する月末まで
病気などのため	病気などが回復するまで
病人の看護などのため	看護・介護をしている病人が回復するまで
災害のため	災害復旧に必要な期間
入所後転職などで求職するため	3か月間(期間内に在職証明書などを提出すれば期間延長可能)

※上記以外での利用はできませんので、利用要件を守ってご利用ください。

6. 利用料

料金種別	区分	金額	備考
通常利用	登録料	年額 1, 800円	4月の利用料とあわせて引き落とし
	利用料	月額 3, 000円	兄弟で利用する場合は、2人目以降 月額 1, 500円
夏休み期間のみ	登録料	500円	
	利用料	4, 000円	
延長利用	日額	200円	18:00~18:45

※利用料は口座振替納付となります。口座振替依頼書は金融機関にありますので、利用決定後、通帳とお届け印を持参のうえ町内金融機関で手続きをお願いします。

7. 利用決定までのスケジュール

(1) 利用決定の方法

年度当初の児童クラブの利用決定は、申込書類により放課後の家庭状況等を確認したうえで、決定いたします。

(2) 入所までのスケジュール

募集要項の配布開始 令和8年1月22日(木)
(保育園・こども園、小学校等より配布します。)

利用申込受付期間 令和8年1月22日(木)~令和8年2月16日(月)
(申込期間は、厳守をお願いします。)

利用決定通知 3月上旬頃

利用開始 令和8年4月1日(水)から (新入学児童も利用可)

8. 留意事項(利用申込について)

- 4月からの利用をご希望の場合は、必ず申込期間を守ってお申込みください。期間を過ぎた場合は翌月以降の利用となりますのでご注意ください。
- 夏休み期間のみの利用申込は、5月以降に別途募集します。
- 就労証明書等の提出書類に虚偽の記載があった場合、決定後であっても利用承諾を取り消すことがあります。
- 提出いただいた個人情報は、児童クラブの運営管理および緊急連絡の目的以外には使用いたしません。